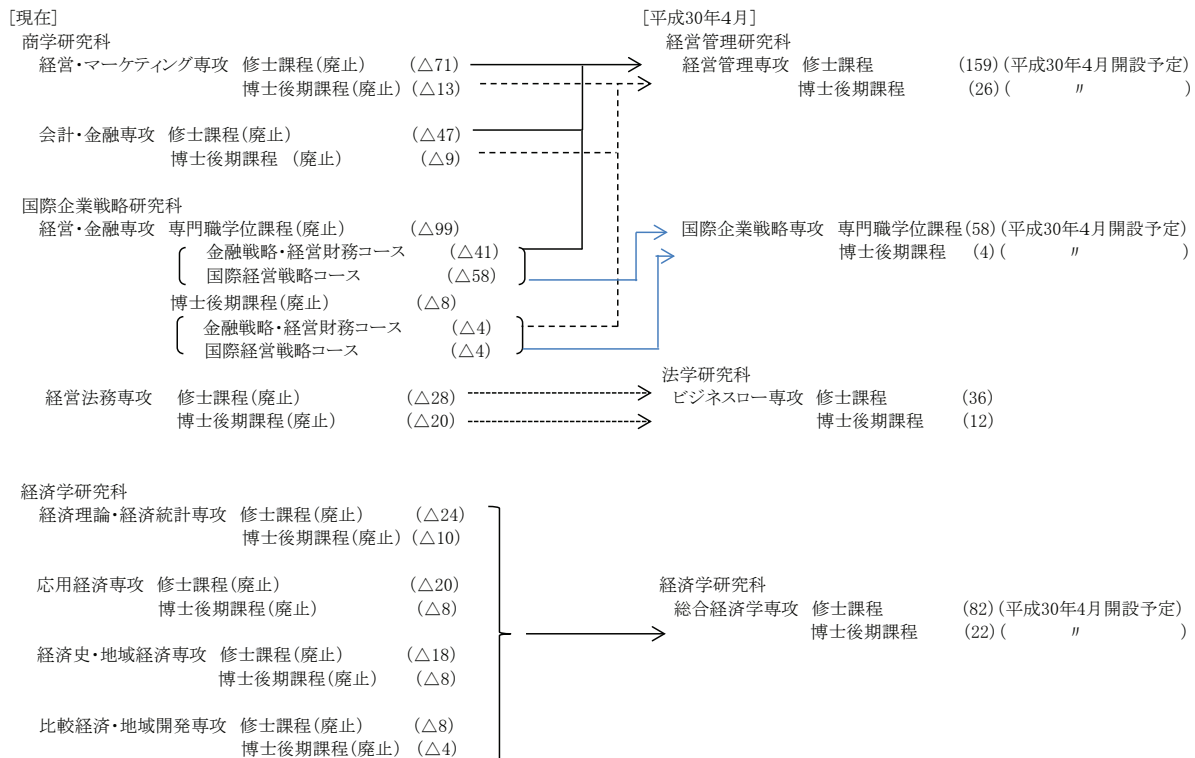


## 設置計画の概要

事 項	記 入 欄
事前相談事項	事前伺い
計画の区分	研究科の専攻の設置
フ リ ガ ナ 者	コクワシダ'イガクホウシ'ン ヒツバシダ'イガク 国立大学法人 一橋大学
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	ヒツバシダ'イガク ダイガク'イン 一橋大学大学院 (Graduate School of Hitotsubashi University)
新設学部等において養成する人材像	<p><b>【ビジネスロー専攻】</b></p> <p>①養成する人材像(修士課程・博士後期課程共通) 企業活動のダイナミズムが増す中で、経営法務に関する最先端の知識に対するニーズは依然として高い。また、グローバル化が進む中、海外の法曹・法務部門との協働が求められる企業法務部門及び弁護士は増加している。 このような経済・社会の動向を踏まえ、企業法務に従事する者(法務・企画部門の若手スタッフ、若手弁護士)に対して、先端的・実践的な法務教育科目を提供し、最先端の企業法務に関する知識を習得した高度の専門的職業人及びグローバルな経営法務に携わる法曹・法務人材を育成する。また、グローバルな情報発信と知的協働を担う高度の専門性を有する法曹・法務人材の育成を目指す。</p> <p>②教育研究上の目的 〔修士課程〕 実務家による実践的な講義を含めた経営法務に関する最先端の講義を通じて、単に理論の習得にとどまらず、その実践を意識した教育を行う。多様なバックグラウンドの学生が参加することに鑑み、各科目について基礎的な科目と発展的な科目を提供し、在学期間を通じて、段階的に個別分野の理解を深める。あわせて、英語科目を中心としたグローバル・ビジネスロー科目群の提供によって、国際的な経営法に関する教育を行うとともに、海外ロースクール等との協定によって、短期留学・学位取得の機会を提供する。また、より高い専門性を追求する学生のために、知財戦略プログラム及びグローバル・ビジネスロー・プログラムを設ける。いずれにおいても、現場で芽生えた問題意識を修士論文又は特定課題研究に結実させることによって、経営法に関する洗練された見識及び応用力を獲得することを目的とした指導を行う。 〔博士後期課程〕 企業法務の課題と既存のアカデミックな理論とを接合する博士論文の完成を目標として、一定科目の履修と指導教員による演習を通じ、経営法務に関するより高度な理論を習得し、自ら実践的な課題に関する調査・研究を行う能力を身に付けるトレーニングを行う。また、英語科目の履修や海外協定校への短期留学・学位取得を推奨し、国際的な法務知識の習得及びグローバル活動に対応した能力の向上を図る。</p> <p>③修了後の進路(修士課程・博士後期課程共通) 勤務しながら通学することを想定しているため、修了後も従前の勤務先(企業、官公庁、法律事務所など)での勤務を継続するが、修了を契機とする転職や、大学における専任又は兼任の教員としての活躍も見込まれる。</p>
既設学部等において養成する人材像	<p>1. 法学・国際関係専攻</p> <p>①養成する人材像(修士課程・博士後期課程共通) 一般的教養並びに専門的教養を基礎に、社会科学としての法学・国際関係の専攻分野を究め、高い学識と研究能力を養うことによって広く文化の向上発展に寄与できる人材、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識・卓越した能力を備えた人材の養成を目指す。</p> <p>②教育研究上の目的 〔修士課程〕 上記の目的に応えるべく、将来大学で研究者教員としての役割を担う人材の育成の第一段階として、また、高度の専門性が求められる職業人の養成のために、修士論文の作成を目標に、指導教員による演習(ゼミナール)と研究指導を中心として、2年間に及ぶ一貫した知的トレーニングを行う。 〔博士後期課程〕 研究者養成コースと応用研究コースがある。研究者養成コースでは、将来、大学等で研究・教育に従事することを希望する学生を対象に、独立の研究者として高度な基礎理論をふまえて先進的な研究を遂行できる能力を修得することを目的とする。応用研究コースでは、将来、研究機関、国際機関、企業等で高度な専門能力を備えた職業人として活躍することを希望する学生を対象に、実務的視点を重視した高度な応用的研究を遂行できる能力を修得することを目的とする。</p> <p>③修了後の進路 〔修士課程〕 研究者をめざし博士後期課程に進学する学生が多い。それ以外では、一般企業、マスメディアなどに就職している。留学生は、母国の行政機関や法律事務所などで活躍している。 〔博士後期課程〕 国内全国の大学で研究者教員として活躍するものが多い。留学生の多くは、母国の大学で研究者教員として活躍している。</p> <p>2. 法務専攻</p> <p>①養成する人材像 一橋大学研究教育憲章が掲げる、「豊かな教養と市民的公共性を備えた、構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人を育成する」との教育理念を受け、社会の各分野において、法に関係する指導的役割を担うことのできる人材、幅広い教養を備えた公的志願の高い法律家の育成を目的とする。このような目的のもと、さらに具体化した目標として、①ビジネス法務に精通し、②広い国際的視野を持ち、③豊かな人権感覚を有する法律家の育成を目指している。</p> <p>②教育研究上の目的 上記の目標をふまえ、学生が法学の基礎的な理解を確実に習得したうえで、それを現実の法的问题の解決に活かせるだけの応用力と創造力を持ち、本学の目指す特色ある法曹としての能力を身につけさせることを目的としている。こうした目的を達成するために組まれたカリキュラムのもと、実務法曹としての活動を念頭に知識の確認をしたうえで、徹底した少人数教育、問題志向の課題を素材としたソクラテス・メソッドやケース・メソッドなどを通じ、それを現実の問題を解決するために使えるだけの応用力の涵養をはかっている。</p> <p>③修了後の進路 修了生の大部分は法曹(裁判官、検察官、弁護士)として活躍しているが、官庁や企業法務で法律専門家として活躍する修了生もいる。司法試験の累積合格率で全国1位を維持しているだけでなく、法曹実務・法律実務の各分野において、修了生が極めて高い評価を得ている。</p> <p>3. 国際企業戦略研究科経営法務専攻</p> <p>①養成する人材像(修士課程・博士後期課程共通) 国際企業戦略研究科は、キャプテンズ・オブ・インダストリー(産業の総帥)を輩出してきた伝統を受け継ぎつつ、「法務」「経営」「金融」の3分野においてグローバルな視野に加え、高度な専門知識と戦略的思考を身に付けたスペシャリストとして社会に貢献できる人材を育成する。 経営法務専攻においては、国内外の企業活動に伴って発生する様々な法的问题について、実務・理論の両面から総合的に対処しうる人材を育成する。</p> <p>②教育研究上の目的 国際企業戦略研究科は、日本発の「知」と欧米から学べる「知」を融合し日本と欧米のベスト・プラクティス(Best of Two Worlds)を学ぶことによりグローバル化に対応する。実務と理論の両面から教育体系を整備し、ケーススタディー、フィールドワーク、シミュレーション等の幅広い手法を用いる。日本語で授業を行う「法務」「金融」は夜間開講し、グローバルな視野を養う「経営」は昼間英語で授業を行う。 〔修士課程〕 経営法務コースでは、国内法務に関する最先端の講義により実践的な経営法務を身につけられるような教育を行うとともに、演習等での指導を通じて、経営法に関する理論と実践の架橋や新しい理論的な研究を目指した修士論文を作成する。 〔博士後期課程〕 経営法務専攻の博士後期課程では、経営法に関する理論と実務の架橋を実現するような論文や新しい理論的な進展をもたらす論文作成の指導を行う。</p> <p>③修了後の進路 〔修士課程・博士後期課程〕 企業法務部スタッフ、公務員または弁護士等の実務家といった高度専門職。</p>

新設学部等において取得可能な資格		なし										
既設学部等において取得可能な資格		なし										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			
						学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元	助教以上	うち教授	
												計
	法学研究科 (Graduate School of Law)	ビジネスロー専攻 (Major in Business Law) (修士課程)	2	36	-	72	修士 (経営法)	法学関係	平成30年4月	国際企業戦略研究科経営法務専攻	14	12
			計								14	12
		ビジネスロー専攻 (Major in Business Law) (博士後期課程)	3	12	-	36	博士 (経営法)	法学関係	平成30年4月	国際企業戦略研究科経営法務専攻	14	12
			計								14	12
既設学部等の概要	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			
						学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先	助教以上	うち教授	
												計
	法学研究科	法学・国際関係専攻 (修士課程)	2	15	-	30	修士 (法学)	法学関係	平成16年4月	法学研究科法学・国際関係専攻	57	40
			計								57	40
		法学・国際関係専攻 (博士後期課程)	3	26	-	78	博士 (法学)	法学関係	平成16年4月	法学研究科法学・国際関係専攻	57	40
			計								57	40
	国際企業戦略研究科 (廃止)	経営法務専攻 (修士課程) (廃止)	3	85	-	255	法務博士 (専門職)	法学関係	平成16年4月	法学研究科法務専攻	26	24
			計								26	24
		経営法務専攻 (博士後期課程) (廃止)	2	28	-	56	修士 (経営法)	法学関係	平成17年4月	法学研究科ビジネスロー専攻	14	12
			計								14	12
	国際企業戦略研究科 (廃止)	経営法務専攻 (博士後期課程) (廃止)	3	20	-	60	博士 (経営法)	法学関係	平成17年4月	法学研究科ビジネスロー専攻	14	12
			計								14	12

【備考欄】



※大学院設置基準第14条における教育方法の特例を実施

教育課程等の概要(事前伺い)

(法学研究科 修士課程 ビジネスロー専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教		助手		
基礎科目	ビジネスロー総合問題	1・2前	2			○			12	2					※英語科目	
	小計(1科目)	—	2	0	0	—			12	2	0	0	0	0	—	
基本科目	公開企業法	1・2前		2		○			1							
	M&Aの法務(国内法務)	1・2前		2		○			1							
	金融取引と法	1・2前		2		○			1							
	競争政策と法	1・2前		2		○			1							
	ビジネス紛争処理法	1・2前		2		○			1							
	雇用関係と法	1・2前		2		○			1							
	企業課税	1・2前		2		○			1							
	小計(7科目)	—	0	14	0	—			7	0	0	0	0	0	—	
	知財戦略科目群	著作権法	1・2前		2		○			2						
		特許法	1・2前		2		○				1					
		小計(2科目)	—	0	4	0	—			2	1	0	0	0	0	—
	GBL科目群	Legal English	1・2前		2											兼1 英語科目
Introduction to American Business Law		1・2前		2					1						兼1 英語科目	
Introduction to Japanese Business Law		1・2後		2					1						英語科目	
小計(3科目)		—	0	6	0	—			2	0	0	0	0	兼2	—	
発展科目	ベンチャー企業と法	1・2後		2		○			1							
	M&Aの法務(M&A契約)	1・2後		2		○			1							
	信託と金融実務	1・2後		2		○									兼1 隔年	
	公正取引と法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年	
	倒産関係法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年	
	労働紛争処理法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年	
	M&A取引と租税法	1・2後		2		○			1						隔年	
	現代取引法	1・2後		2		○			1						隔年	
	企業責任法	1・2後		2		○			1						隔年	
	小計(9科目)	—	0	18	0	—			6	0	0	0	0	兼4	—	
	知財戦略科目群	特許出願の審査・審判及び審決取消訴訟	1・2前		2		○				1					兼1
		商標法・不正競争防止法	1・2前		2		○			2						
		ライセンス契約法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年
		デジタル時代の著作権法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年
		エンタテインメント法	1・2後		2		○									兼2 隔年
		知財侵害訴訟	1・2後		2		○									兼5 オムニバス
		情報法	1・2後		2		○									兼1
小計(7科目)	—	0	14	0	—			2	1	0	0	0	兼11	—		
GBL科目群	国際法務戦略	1・2後		2		○									兼2	
	ビジネス交渉学(交渉学)	1・2後		2		○			1						兼1	
	M&Aの法務(国際事業再編)	1・2後		2		○				1					兼2 隔年	
	グローバル経済と競争法	1・2後		2		○			1						兼1 隔年	
	国際知的財産法	1・2後		2		○			2	1					兼1 隔年	
	国際税務戦略	1・2後		2		○									兼1 隔年	
	国際租税法	1・2後		2		○									兼1 隔年	
	国際商事仲裁法	1・2後		2		○									兼1 隔年	
	アメリカ証券取引法	1・2後		2		○				1						
	アメリカ労働法	1・2後		2		○				1					隔年	
	アメリカ企業課税法	1・2後		2		○				1					隔年	
	EU環境・ビジネス法	1・2後		2		○									兼1 隔年	
	アジアビジネス法I	1・2前		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアビジネス法II	1・2前		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアビジネス法III	1・2前		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアビジネス法IV	1・2前		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアのコーポレートガバナンスI	1・2後		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアのコーポレートガバナンスII	1・2後		1		○				1					兼1 隔年	
	アジアの知的財産法	1・2後		2		○									兼1	
	中国ビジネス法	1・2前		1		○				1					兼1 集中	
ベトナムビジネス法	1・2後		1		○				1					兼1 集中		
インドネシアビジネス法	1・2前		1		○				1					兼1 集中		
フィリピンビジネス法	1・2後		1		○				1					兼1 集中		
Contract Drafting	1・2前		2		○				1					兼1 英語科目		

発展科目	G B L 科目群	Corporate Governance	1・2後	2		○									兼1	英語科目		
		Securities Law	1・2後	2		○			1								英語科目	
		Dispute Resolution	1・2後	2		○										兼1	英語科目	
		Entertainment Law	1・2後	2		○										兼1	英語科目	
		Directed Research	1・2後	2		○			1								英語科目	
		Legal Practice in Japan	1・2後	2		○			1								英語科目	
		Competition Law	1・2前	2		○			1							兼1	英語科目	
		Corporate Law: Mergers and Acquisitions	1・2前	2		○			1							兼1	英語科目	
		Labor and Employment Law	1・2前	2		○			1							兼1	英語科目	
		Legal Aspects of IP Strategy	1・2前	2		○										兼2	英語科目	
		小計 (34科目)			0	58	0			12	2	0	0	0	0	兼25		—
		法務特別講義 I	1後	2		○			1	1								
		法務特別講義 II	2後	2		○			1	1								
		小計 (2科目)			0	4	0			2	2	0	0	0	0			—
		演習 A	1前	2		○		12	2									
		演習 B	1後	2		○		12	2									
		演習 C	2前	2		○		12	2									
		演習 D	2後	2		○		12	2									
		小計 (4科目)			8	0	0		12	2	0	0	0	0	0		—	
合計 (68科目)				10	118	0		12	2	0	0	0	0	兼35		—		
学位又は称号	修士 (経営法)		学位又は学科の分野				法学関係											
設置の趣旨・必要性																		
I 設置の趣旨・必要性																		
<p>(1) 現代社会はグローバルな法化社会であり、ビジネスをはじめ、司法、政治経済、社会その他さまざまな局面において、あらゆる問題がグローバルな関係のなかで存在し、法的問題として現れる。法的問題の解決にもグローバルな視点と高度なグローバル・ビジネスロー運用能力が必要であり、こうしたグローバル・ビジネスローに精通した法曹や企業内の法務人材に対する社会的ニーズが急速に高まっている。</p> <p>一橋大学では、長年にわたり法学部から多くの法曹や企業法務人材を輩出するとともに、法学研究科においても優れた法学研究者を養成してきた。また、平成16年に設置された一橋大学法科大学院は、全国トップの司法試験累積合格率を誇り、社会的にも高い評価を得てきた。しかし、上記のようなグローバル化の進展に伴う社会的要請に応えるために、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」育成のために一層の注力を行っているところである。法科大学院を含む法学研究科全体のミッションとして、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の育成を掲げ、各専攻が分業しつつ、有機的に連携して系統的に担う体制を作った上で、それぞれにおいて、グローバル化の取組を強化している。また、平成28年6月には、従来の日本ヨーロッパ法政研究教育センターを発展的に改組して「グローバル・ロー研究センター」を創設した。</p> <p>他方、国際企業戦略研究科の経営法務専攻 (以下、「ICS経営法務専攻」という) では、主に社会人 (実務に携わる法曹・法務人材) を対象に、高度の専門的職業人を養成するリカレント教育の場として、経営法務に関する実践的な教育に特化した修士・博士後期課程を開設し、すべての授業・研究指導を平日夜間に行っている。また、通常の専攻の教育プログラムとは別に、特に知的財産法に関する専門職 (弁護士・弁理士) 及び知的財産部門に携わる法務人材を対象として、これを集中的に学ぶ知財戦略講座プログラムを設置している。さらに近年は、グローバル・ビジネスロー科目群 (以下、「GBL科目」という) の新設、外国人教員の採用、英語科目の拡充及び交流協定にもとづく留学生の受入れと送り出しなど、グローバル時代にふさわしいビジネスロー教育にも力を注いできた。また、この観点から法学研究科との連携を強化し、上記「グローバル・ロー研究センター」の創設・運営にも参画している。</p> <p>(2) 今回の計画は、このICS経営法務専攻を法学研究科の中に取り込み、法科大学院との連携を図りつつ、さらに発展させる形で「ビジネスロー専攻」を設置して、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の養成という課題に答えようとするものである。法学研究科は、現在の法学・国際関係専攻及び法務専攻 (法科大学院) に、新設のビジネスロー専攻が加わり、3専攻となる。これにより、これまでICS経営法務専攻が実践してきた高度で専門的な社会人教育やグローバル・ビジネスローに関する先進的取組を共有するとともに、法曹養成からリカレント教育までを一貫した視点から構築し、上記課題によりよく対応することができる。</p> <p>ビジネスロー専攻では、高度の専門的職業人を養成し、また法曹の専門性・国際性を高めるリカレント教育の場として、主に法曹・法務人材を対象に、ビジネスローに特化した修士・博士後期課程を開設する。通常の教育プログラムでは、会社法、経済法、知的財産法、金融法、倒産法、租税法、労働法といった、企業活動・経済取引に関する重要な法分野を包括的にカバーし、法曹・法務人材が直面するビジネス上の法的課題に取り組み、実践的な紛争解決・事件処理能力を身につける教育を行う。</p> <p>さらに、法曹の専門性・国際性を高めるリカレント教育という観点から、通常の専攻の教育プログラムとは別に、グローバル・ビジネスロー・プログラム (以下、「GBLプログラム」という) を新たに設置する。これにより、グローバル法曹・法務人材の養成に対する社会的要請への対応や本学のグローバル化の促進に大きく寄与することとなる。ビジネスローを幅広く学ぶ通常の教育プログラムに対して、知財戦略プログラム (名称を「知財戦略講座プログラム」から変更の上で存置) と並び、特定の目的に特化して構成された教育プログラムとして位置付けられる。</p> <p>「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の育成のためには、法学部や法科大学院にとどまらない、それを超えた複層的・重層的な継続教育が不可欠である。これは一橋法科大学院の「理念」の発展的実現でもある。一橋法科大学院の目標は司法試験ではなく、法曹として質の高い仕事ができる能力を獲得させること、司法界の次世代リーダーたる存在の育成にある。この線に、ICS経営法務専攻が行ってきた、実務と理論を融合した最先端のビジネスロー教育の実績と、国際的なステージへの展開を重ね合わせることで、同じく高い「能力」と「志」のある法曹と企業法務担当者などの法務人材が合流し、線を太く力強くすることが期待される。</p> <p>(3) 新専攻の「ビジネスロー専攻」という名称は、企業法務担当者はもちろん、法曹をはじめ各種団体や公的機関の職員など、様々な立場でビジネス関係の法律問題を取り扱う専門家を広く包摂することを意図したものである。従来の「経営法務」という言葉は、企業経営というイメージから、企業で働く法務人材のみを対象とするような印象を与える可能性がないとはいえない。グローバル法曹・法務人材の養成という目的にふさわしく、法科大学院との連携を踏まえつつ、ビジネスローという領域における高度な専門教育機関として、多くの弁護士にもアピールするような名称が必要である。国際化が進む中、「ビジネスロー」は共通理解に支えられた実体を持つ用語として、「経営法務」よりも社会一般に広く用いられており、潜在的な学生層やステークホルダーが専攻の具体的な教育内容をイメージしやすいと考えられる。</p>																		

高等教育において、「ビジネスロー」という言葉は、本学の法科大学院の「ビジネスロー・コース」をはじめ、いくつかの大学のコース、センター、研究所等の名称に用いられ、また、大学の紀要や専門雑誌でも見られるところである。「ビジネスロー」の原語である「Business Law」については、海外の多くの大学において、専攻やコースの名称として用いられており、国際通用性の観点からもふさわしい名称といえる。なお、現在のICS経営法務専攻の学位における「経営法」の英語名称も、「Master of Business Law」、「Doctor of Business Law」と、「Business Law」という言葉を用いている。以上を踏まえ、新たな専攻においては、世界的にも社会一般にも広く用いられている「ビジネスロー」を名称に採用することとした。

#### 「ビジネスロー専攻」という名称の通用性

##### 1. 国内の大学におけるコース、センター等の名称への使用例

- ・一橋大学 法学研究科 法科大学院 ビジネスロー・コース  
<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/about/curriculum/businesslaw>
- ・明治大学 法学部 ビジネスロー・コース  
<https://www.meiji.ac.jp/hogaku/course/business.html>
- ・大阪経済法科大学 法学部法律学科 ビジネスローコース  
[http://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept\\_law/law/course\\_old02/business\\_law\\_course.html](http://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_law/law/course_old02/business_law_course.html)
- ・東京大学 大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター  
<http://www.abc.j.u-tokyo.ac.jp/>
- ・立教大学 ビジネスロー研究所  
<https://www.rikkyo.ac.jp/research/laboratory/IBLS/>

##### 2. 国内の大学紀要、専門雑誌の名称への使用例

- ・青山学院大学 ビジネスロー・レビュー  
<http://www.als.aoyama.ac.jp/blc/review/>
- ・レクシスネクシス・ジャパン Business Law Journal  
<http://www.businesslaw.jp/>

##### 3. 海外の使用例

###### (1) アメリカ（ロースクールのプログラム名等）

- ・UCLA Law School : Business Law Track  
<https://www.law.ucla.edu/llm-sjd/llm-program/degree-specializations/business/>
- ・UC Berkeley Law School : Business Law Certificate  
<https://www.law.berkeley.edu/research/berkeley-center-for-law-business-and-the-economy/curriculum/ll-m-business-law-certificate/>
- ・Washington University Law School : Global Business Law LL.M. program  
<https://www.law.uw.edu/apply/llm/global-business-law/>
- (2) イギリス（学部のコース名等）
- ・De Montfort University : Business Law LLB (Hons)  
<http://www.dmu.ac.uk/study/courses/undergraduate-courses/business-law-llb-degree/business-law-llb-hons.aspx>
- ・London South Bank University : Business Law LLB (Hons)  
<http://www.lsbu.ac.uk/courses/course-finder/business-law-llb-honsBucks>
- ・New University : Business Law LLB (Hons)  
<https://bucks.ac.uk/courses/undergraduate/BL1BLW1/>
- ・Aberystwyth University : Business Law LLB (Hons)  
<https://courses.aber.ac.uk/undergraduate/business-law-degree/>
- ・Swansea University : Business Law LLB (Hons)  
<http://www.swansea.ac.uk/undergraduate/courses/law/llbbusinesslaw/>
- ・Nottingham Trent University : Business Law LLB (Hons)  
<https://www.ntu.ac.uk/study-and-courses/courses/find-your-course/law/ug/2017-18/business-law>

###### (3) オーストラリア（修士課程の名称）

- ・University of Sydney : Master of Business Law  
<http://sydney.edu.au/courses/master-of-business-law>
- ・University of New South Wales : Master of Business Law  
<http://www.law.unsw.edu.au/future-students/postgraduate/programs/master-business-law>

・ Monash University : Master of Business Law  
<https://monash.edu.au/pubs/handbooks/courses/B6013.html>

(4) カナダ

・ University of Toronto : Global Professional LLM in Business Law  
<http://www.law.utoronto.ca/focus-area/business-law>

・ その他、多数のCollegeにて使用例あり  
[https://www.google.co.jp/search?hl=ja&as\\_q=Business+law+course&as\\_epq=Business+law&as\\_oq=&as\\_eq=&as\\_nli=&as\\_nhi=&lr=&cr=countryCA&as\\_qdr=all&as\\_sitesearch=&as\\_occt=any&safe=images&as\\_filetype=&as\\_rights=](https://www.google.co.jp/search?hl=ja&as_q=Business+law+course&as_epq=Business+law&as_oq=&as_eq=&as_nli=&as_nhi=&lr=&cr=countryCA&as_qdr=all&as_sitesearch=&as_occt=any&safe=images&as_filetype=&as_rights=)

(4) 以上の計画は、中教審等で示された国の政策にも合致したものである。中教審大学院分科会「未来を牽引する大学院改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成27年9月15日）（以下、大学院分科会「審議まとめ」という）においては、「大学院教育において、我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材、『知のプロフェッショナル』を育成していくことが、我が国社会の喫緊の課題である」（9頁）とされている。また、前掲・大学院分科会「審議まとめ」（17頁）に指摘されているように、国際的に競争力のある人材へと自らの能力を向上させるための社会人の学びなおしを促進していくことの重要性は今後ますます増していくと考えられる。

社会の複雑化・高度化、グローバル化の進展に対応することのできる法曹を育成するためのリカレント教育に対する社会的要請も高まっている。たとえば、法曹養成制度改革推進会議「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年5月6月30日）及び法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の「取りまとめ」（平成27年5月25日）では、「企業の分野」「海外展開の分野」における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けた取組の継続が必要とされ、そのための課題として、「継続教育」や「語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要」との指摘もなされている。また、法務省に設置された企業における法曹有資格者の活動領域拡大に関する分科会の「取りまとめ」（2015年5月）においては、企業で働く法曹有資格者に求められる能力について、法科大学院において企業法務に関する科目の設置、国際的な法的分野に対応できる能力を培うための教育への取り組みを求めるとともに、法曹の継続教育への積極的取組みを期待する旨の記載がある。

グローバル化に関しては、法務省に設置された法曹有資格者の海外展開に関する分科会の「取りまとめ」（2015年5月）では、法曹有資格者の能力向上のために、一部の法科大学院で行われている法律英語に関する講座や国際的なビジネス法務に関する講座等の国際的能力を養うプログラムを全国的に広げていくことが対応策として挙げられている。

こうした流れを受けて、近年、大学その他で、次々と、社会人の学びなおし、法曹リカレント教育・グローバル化対応の取組みが始まっている。日本弁護士連合会は、法曹継続教育を積極的に支援するとともに、独自の各種研修プログラムの充実を図っている。他大学においても、ここ1、2年で、英語による大学院教育の課程を相次いで新設しており（神戸大学法学研究科LL.Mコース、神戸大学グローバルマスターコース（ビジネス・経済学も含むGMAT））、専門職大学院（慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻専門職学位課程（法務修士））、社会のニーズの高まりを示すものといえよう。また、日本弁護士連合会や経営法友会等の関連団体にも、グローバル・ビジネスローに関する各種セミナー・プログラムを充実させる動きがあり、多くの受講生を集めている。

(5) 新設するビジネスロー専攻においては、高度専門職業人（法曹及び企業法務担当者）に対する最高レベルのリカレント教育を行う。

修士課程においては、30代・40代の若手弁護士や法務・企画部門勤務の若手企業人を主たる対象に、平日夜間および土曜日に行う授業によって、先端的・実践的な法務教育科目を提供し、最先端の企業法務に関する知識を修得させ、応用能力を備えた高度専門職業人を育成する。また、修士課程には、新たにGBLプログラムを開設し、英語科目の受講、英語による論文の作成、海外提携校への留学支援等を通じて高度に先端的・専門的な能力を獲得させ、グローバルな場で活躍できる法曹・法務人材を育成する。

博士課程においては、学生が実務における経験から得た着想を学術理論に結びつけ、従来の研究者養成型の博士論文とは異なる新しいタイプの論文を完成させることで、ビジネスロー研究の多様化という観点から学問的に貢献するとともに、実務においてそのテーマの第一人者として活躍できる人材を育成するための教育を行う。その際、GBL科目の履修を推奨し、世界で通用する知識・能力を涵養するとともに、学生がビジネスローの現場で活躍する社会人であることの意義を踏まえ、テーマの設定から履修すべき授業の選択についての学修指導、具体的な研究・論文作成の指導にいたるまで、社会人にふさわしい教育システムを構築する。また、修士課程との系統的な教育にも十分な配慮を行う。

さらに、ビジネスロー専攻を通じて、千代田キャンパスで展開する既存および新設のビジネススクールとも有機的連携を図り、経営戦略やイノベーション戦略を俯瞰したリーガル・ソリューションを提供できる人材を養成する。

(6) 以上のようなビジネスロー専攻は、法科大学院を修了して実務に携わる弁護士等が最先端のビジネスローを身につけて国際的な舞台で活躍できる能力を涵養するための、法曹リカレント教育の場としても機能し、企業法務の現場で活躍する法務人材と相互に交流・切磋琢磨することによって、顕著なシナジー効果が生じるはずである。他方、企業法務人材にとっても、第一線で活躍する法曹と直接に接することで、法律の理論と実務をより深く理解し、それを企業の現場にフィードバックする格好の機会となる。さらに、前述のようなビジネススクールとの有機的な連携を通じて、これらの法曹・法務人材が法律分野にとどまらない広い視野と能力を涵養することができ、より高次のシナジー効果も期待できる。

ビジネスロー専攻の学生は勤務を継続しながら修学することとなるが、修了後は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を有する「世界で活躍できるグローバル法曹・企業法務人材」として、アップグレードされた能力を発揮し、勤務先（企業、官公庁、法律事務所など）において、企業の国際的展開をサポートする人材として、またグローバルな情報発信と知的協働を主導するプロフェッショナルとして、活躍することを見込んでいる。ビジネスの現場に即しながらも、たんに「いま必要としているもの」に即応する教育ではなく、未知の問題の解決を担うだけの「地力」の涵養を目指すのである。また、ICS経営法務専攻の出身者の中には、大学で専任または兼任の教員として活躍する者も少なくない。今後、さらに多くの大学でビジネスローに関する高度の実務的な専門知識を持つ教員へのニーズが高まることにより、ビジネスロー専攻の修了後のキャリアとして、より重要性が増すものと予想される。

(7) 学生定員については、修士課程36名とする。現在のICS経営法務専攻と比較して、修士課程については8名増となる。

## II 教育課程編成の考え方・特色

(1) 新たに設置するビジネスロー専攻修士課程は、修了者に対して修士（経営法）を授与する。修了要件は、2年以上在籍し、講義科目22単位以上、演習8単位以上の合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究（以下、「特定課題研究」という。）の成果の審査及び最終試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、法学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、特例として1年以上在学すれば足りるものとするができる。

(2) ビジネスロー専攻では、法科大学院を修了した若手弁護士や法務・企画部門勤務の企業人を対象に、先端的なビジネスロー分野を中心としたリカレント教育を行う。多様なバックグラウンドを持つ学生のニーズに応じて上記の教育目的を達成するため、各法分野の基礎をカバーする「基本科目」と横断的・応用的な性格を有する「発展科目」を提供し、各学生の専門性を拡張し、かつ段階的に理解を深める教育プログラムを編成する。あわせて、GBL科目の提供により、「世界で活躍できるグローバル法曹・企業法務人材」の育成を実現する。

また、研究者教員と実務経験の豊富な実務家（弁護士など）が密接に協力して授業及び研究指導にあたり、理論と実践のインテグレーションを図ることで、実践的で、かつ理論的に高度な教育プログラムを構築する。

(3) 修士課程では、世界水準の先端的グローバル・ビジネスローへのニーズに応える実践的科目を提供し、経営戦略やイノベーション戦略等も視野に入れた柔軟な思考力を兼ね備えた法曹・法務人材を養成する。

基本科目の履修によりビジネスローに関する基礎的な理論を修得するとともに、実務家による実践的な講義を含めた発展科目の履修を通じて、単に理論の修得にとどまらず、その実践を意識した教育を行う。学生の業務と疎遠な法分野については、1年次に基本科目、2年次に発展科目といった受講指導により段階的な理解を促し、すでに十分な知識を有する法分野については1年次に発展科目を受講するという形で、各学生のバックグラウンドに応じて、ビジネスローに関する基礎的な素養を身につけ、幅広く深い専門性の涵養を目指す（履修モデル(2)参照）。また「法務特別講義」では、既存の法分野の掘りにとらわれず、ビジネスローの最前線におけるホットでトピカルな問題を適時に取り上げ、社会の変化にいち早く対応した知識・理論修得の場を提供する。学生に対しては履修モデルを参考として示し、自らの知識・専門性を考慮した適切な学習計画の助けとする。

ビジネスローの基本に通じた弁護士等に対しては、基本科目でなく発展科目を中心とした履修を促す履修モデルを示す（履修モデル(1)参照）などして、知識レベルに応じた履修計画を立てるよう学修指導を行うものとする。ただ、法曹であっても法科大学院でビジネスローの専門的科目を学んでいるとはかぎらず、実務で扱う法分野も様々であるため、制度上、法曹有資格者の学生についても履修可能科目を発展科目に限ることはせず、個々の学生のバックグラウンドに応じて柔軟に履修科目を選択できる枠組みとする。

特筆すべきは、ビジネスロー専攻の全学生に対してGBL科目を数多く提供し、英語による授業科目も多く提供することである。英語科目では、外国人研究者や外国人弁護士（ネイティブ英語話者）による教育を行い、さらに研究者教員が関与することによって、英語科目においても理論と実践のインテグレーションを実現する。また、近年重要性が高まっているアジア・ビジネスローについても、ICS経営法務専攻と同様、集中講義等により国別の科目を開講してニーズに対応する。

また、一段と高い専門性を追求するプログラムとして、知財戦略プログラムとGBLプログラムの2つのプログラムを特に設け、各プログラムに対応する科目群から一定単位以上を修得した者には、当該プログラムの履修証明証（サーティフィケート）を授与するものとする。

研究指導面では、1年次の必修科目である「ビジネスロー総合問題」において、専門の異なる複数の専任教員が参加し、学生の研究計画のプレゼンテーションについてディスカッションを行い、学生ひとりひとりに対して、複眼的な指導を行う。なお、知財戦略プログラム及びGBLプログラムに所属する学生については、それぞれのグループに分かれて指導を受ける。また、1年次・2年次を通じて開講される「演習」において、学生の研究テーマに最も近い専門の教員が指導する演習に所属し、当該教員（指導教員）から専門的な見地からのきめ細かな指導を受けるとともに、専門を同じくするゼミの学生同士で切磋琢磨して学びを深める。

さらに、千代田キャンパスのビジネススクールとの相互乗り入れ履修等により、法律学をこえたプログラムを提供する。この点、ICS経営法務専攻は、従来から、夜間の社会人教育という点で重なるICS金融戦略・経営財務コースとの間で、また、英語科目について同国際経営戦略コースとの間でも同様の関係を形成しているが、社会のニーズに合わせて連携

(4) 知財戦略プログラムでは、法曹・法務人材の中で、特に知的財産法に関係する専門職（弁護士・弁理士）及び知的財産部門に携わる法務人材を対象として、知財戦略科目（8単位）の履修を履修証明書（サーティフィケート）付与の要件として義務付け、知的財産法分野に重点を置いた教育を行う（履修モデル(3)参照）。その専門性に配慮し、ビジネスロー総合問題は、通常の教育プログラムとは別に、知財戦略プログラムに所属する学生のみからなるグループを対象に実施される。

(5) また、グローバル化にさらに積極的に対応するために、上述のとおり、GBLプログラムを設ける。GBLプログラムに所属する学生には、一定数の英語科目（8単位）の履修を履修証明書（サーティフィケート）付与の要件として義務づけるとともに、ビジネスロー総合問題、演習および特定課題研究の指導を、外国人教員が担当し、原則として英語で行う。GBLプログラムは、これまでのICS経営法務専攻が行ってきた、欧米アジア諸国の大学との間での学生交流協定の締結、外国人学生受け入れ、学生の海外派遣、教育課程外でのセミナー等の開催などを活用して、真にグローバルな学習の機会を提供するプログラムである。

(6) 修士論文の作成にあたっては、研究者教員と実務家教員とが密接に協働して指導にあたり、学生が業務の現場で芽生えた問題意識を修士論文に結実させることによって、ビジネスローに関する実践的かつ洗練された学識及び応用力を身につけさせる。このような修士論文は、当然ながら、法律学の研究者となるための修士論文とは性格が大きく異なり、論理の緻密さや引用文献の豊富さよりも、実際的な視点と明解な論理を高く評価すべきものである。個々の教員による演習のほか、上述のとおり、ビジネスロー総合問題により論文作成に係る集団指導の仕組みを設け、きめ細やかで複眼的指導を行うなど、ICS経営法務専攻における経験を活かし、社会人大学院生の条件とニーズに合った指導を行う。

なお、GBLプログラムに所属する学生については、修士論文に代えて、ケーススタディ、メモランダム又はカントリーレポート等による特定課題研究の成果（リサーチペーパー）を提出させることとする。また、法曹有資格者についても、本人の選択により修士論文に代えて、同様の特定課題研究の成果の提出を認めることとし、より実務的なリカレント教育としての性格を強化する。

**履修モデル**

(1) ビジネスローの基本に通じた弁護士

1 年次		2 年次	
ビジネスロー総合問題	2 単位	知財侵害訴訟	2 単位
ベンチャー企業と法	2 単位	ライセンス契約法	2 単位
M&A の法務 (M&A 契約)	2 単位	アジアビジネス法 I	1 単位
公正取引と法	2 単位	アジアビジネス法 II	1 単位
倒産関係法	2 単位	企業課税	2 単位
現代取引法	2 単位	Legal English	2 単位
演習 A	2 単位	演習 C	2 単位
演習 B	2 単位	演習 D	2 単位

(2) 幅広いビジネスロー知識の修得

1 年次		2 年次	
ビジネスロー総合問題	2 単位	ベンチャー企業と法	2 単位
公開企業法	2 単位	グローバル経済と競争法	2 単位
金融取引と法	2 単位	M&A の法務 (M&A 契約)	2 単位
競争政策と法	2 単位	アジアビジネス法 I	1 単位
公正取引と法	2 単位	アジアビジネス法 II	1 単位
雇用関係と法	2 単位	企業課税	2 単位
演習 A	2 単位	演習 C	2 単位
演習 B	2 単位	演習 D	2 単位

(3) 知財戦略プログラム

1 年次		2 年次	
ビジネスロー総合問題	2 単位	グローバル経済と競争法	2 単位
特許出願の審査・審判及び 審決取消訴訟	2 単位	国際商事仲裁法	2 単位
知財侵害訴訟	2 単位	アジアの知的財産法	2 単位
ライセンス契約法	2 単位	アジアビジネス法 I	1 単位
競争政策と法	2 単位	アジアビジネス法 II	1 単位
公正取引と法	2 単位	ベンチャー企業と法	2 単位
演習 A	2 単位	演習 C	2 単位
演習 B	2 単位	演習 D	2 単位



(4) GBLプログラム

1年次		2年次	
ビジネスロー総合問題	2単位	国際商事仲裁法	2単位
国際法務戦略	2単位	M&Aの法務(国際事業再編)	2単位
ビジネス交渉学 (ネゴシエーション)	2単位	アジアビジネス法Ⅰ	1単位
Contract Drafting	2単位	アジアビジネス法Ⅱ	1単位
Introduction to American Business Law	2単位	Competition Law	2単位
Corporate Law: Mergers and Acquisitions	2単位	Dispute Resolution	2単位
演習 A	2単位	演習 C	2単位
演習 B	2単位	演習 D	2単位

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<b>【修了要件】</b> 修士課程に2年以上在学し、講義科目22単位以上、演習8単位以上、合計30単位以上を習得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査又は特定課題の研究の審査(後者は一定の対象者に限る。)及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、法学研究科委員会の議を経て、特例として1年以上在学すれば足りるものとするができる。	1学年の学期区分	4学期
	1学期の授業期間	13週
	1時限の授業時間	105分

## 教育課程等の概要(事前伺い)

(法学研究科 博士後期課程 ビジネスロー専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	外国法特講Ⅰ	1・2・3前	2			○			12	2					
	外国法特講Ⅱ	1・2・3前		2		○			12	2					
	会社法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			3	1					
	会社法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			3	1					
	金融法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			1						
	金融法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			1						
	経済法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			2						
	経済法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			2						
	労働法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			1						
	労働法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			1						
	租税法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			1						
	租税法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			1						
	知財法応用研究Ⅰ	1・2・3後		2		○			2	1					
	知財法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			2	1					
	企業責任法応用研究Ⅰ	1・2・3前		2		○			1						
	企業責任法応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			1						
	グローバル・ビジネスロー応用研究Ⅰ	1・2・3前		2		○			12	2					
	グローバル・ビジネスロー応用研究Ⅱ	1・2・3前		2		○			12	2					
	ネゴシエーション応用研究	1・2・3前		2		○			1						
	小計(19科目)	—	2	36	0	—			12	2	0	0	0		
	演習A	1前	2			○			12	2					
	演習B	1後	2			○			12	2					
	演習C	2前	2			○			12	2					
	演習D	2後	2			○			12	2					
	演習E	3前	2			○			12	2					
	演習F	3後	2			○			12	2					
	小計(6科目)	—	12	0	0	—			12	2	0	0	0		
合計(25科目)			—	14	36	0	—		12	2	0	0	0		
学位又は称号		博士(経営法)		学位又は学科の分野			法学関係								
設置の趣旨・必要性															
I 設置の趣旨・必要性															
<p>(1) 現代社会はグローバルな法化社会であり、ビジネスをはじめ、司法、政治経済、社会その他さまざまな局面において、あらゆる問題がグローバルな関係のなかで存在し、法的問題として現れる。法的問題の解決にもグローバルな視点と高度なグローバル・ビジネスロー運用能力が必要であり、こうしたグローバル・ビジネスローに精通した法曹や企業内の法務人材に対する社会的ニーズが急速に高まっている。</p> <p>一橋大学では、長年にわたり法学部から多くの法曹や企業法務人材を輩出するとともに、法学研究科においても優れた法学研究者を養成してきた。また、平成16年に設置された一橋大学法科大学院は、全国トップの司法試験累積合格率を誇り、社会的にも高い評価を得てきた。しかし、上記のようなグローバル化の進展に伴う社会的要請に応えるために、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」育成のために一層の注力を行っているところである。法科大学院を含む法学研究科全体のミッションとして、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の育成を掲げ、各専攻が分業しつつ、有機的に連携して系統的に担う体制を作った上で、それぞれにおいて、グローバル化の取組を強化している。また、平成28年6月には、従来の日本ヨーロッパ法政研究教育センターを発展的に改組して「グローバル・ロー研究センター」を創設した。</p> <p>他方、国際企業戦略研究科の経営法務専攻(以下、「ICS経営法務専攻」という)では、主に社会人(実務に携わる法曹・法務人材)を対象に、高度の専門的職業人を養成するリカレント教育の場として、経営法務に関する実践的な教育に特化した修士・博士後期課程を開設し、すべての授業・研究指導を平日夜間に行っている。また、通常の専攻の教育プログラムとは別に、特に知的財産法に関する専門職(弁護士・弁理士)及び知的財産部門に携わる法務人材を対象として、これを集中的に学ぶ知財戦略講座プログラムを設置している。さらに近年は、グローバル・ビジネスロー科目群(以下、「GBL科目」という)の新設、外国人教員の採用、英語科目の拡充及び交流協定にもとづく留学生の受入れと送り出しなど、グローバル時代にふさわしいビジネスロー教育にも力を注いできた。また、この観点から法学研究科との連携を強化し、上記「グローバル・ロー研究センター」の創設・運営にも参画している。</p> <p>(2) 今回の計画は、このICS経営法務専攻を法学研究科の中に取り込み、法科大学院との連携を図りつつ、さらに発展させる形で「ビジネスロー専攻」を設置して、「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の養成という課題に答えようとするものである。法学研究科は、現在の法学・国際関係専攻及び法務専攻(法科大学院)に、新設のビジネスロー専攻が加わり、3専攻となる。これにより、これまでICS経営法務専攻が実践してきた高度で専門的な社会人教育やグローバル・ビジネスローに関する先進的取組を共有するとともに、法曹養成からリカレント教育までを一貫した視点から構築し、上記課題によりよく対応することができる。</p> <p>ビジネスロー専攻では、高度の専門的職業人を養成し、また法曹の専門性・国際性を高めるリカレント教育の場として、主に法曹・法務人材を対象に、ビジネスローに特化した修士・博士後期課程を開設する。通常の教育プログラムでは、会社法、経済法、知的財産法、金融法、倒産法、租税法、労働法といった、企業活動・経済取引に関係する重要な法分野を包括的にカバーし、法曹・法務人材が直面するビジネス上の法的課題に取り組み、実践的な紛争解決・事件処理能力を身につける教育を行う。</p>															

さらに、法曹の専門性・国際性を高めるリカレント教育という観点から、通常の専攻の教育プログラムとは別に、グローバル・ビジネスロー・プログラム（以下、「GBLプログラム」という）を新たに設置する。これにより、グローバル法曹・法務人材の養成に対する社会的要請への対応や本学のグローバル化の促進に大きく寄与することとなる。ビジネスローを幅広く学ぶ通常の教育プログラムに対して、知財戦略講座プログラム（存置）と並び、特定の目的に特化して構成された教育プログラムとして位置付けられる。

「世界で活躍できるグローバル法曹・法務人材」の育成のためには、法学部や法科大学院にとどまらない、それを越えた複線的・重層的な継続教育が不可欠である。これは一橋法科大学院の「理念」の発展的実現でもある。一橋法科大学院の目標は司法試験ではなく、法曹として質の高い仕事ができる能力を獲得させること、司法界の次世代リーダーたる存在の育成にある。この線に、ICS経営法務専攻が行ってきた、実務と理論を融合した最先端のビジネスロー教育の実績と、国際的なステージへの展開を重ね合わせることで、同じく高い「能力」と「志」のある法曹と企業法務担当者などの法務人材が合流し、線を太く力強くすることが期待される。

(3) 新専攻の「ビジネスロー専攻」という名称は、企業法務担当者はもちろん、法曹をはじめ各種団体や公的機関の職員など、様々な立場でビジネス関係の法律問題を取り扱う専門家を広く包摂することを意図したものである。従来の「経営法務」という言葉は、企業経営というイメージから、企業で働く法務人材のみを対象とするような印象を与える可能性がないとはいえない。グローバル法曹・法務人材の養成という目的にふさわしく、法科大学院との連携を踏まえつつ、ビジネスローという領域における高度な専門教育機関として、多くの弁護士にもアピールするような名称が必要である。国際化が進む中、「ビジネスロー」は共通理解に支えられた実体を持つ用語として、「経営法務」よりも社会一般に広く用いられており、潜在的な学生層やステークホルダーが専攻の具体的な教育内容をイメージしやすいと考えられる。

高等教育において、「ビジネスロー」という言葉は、本学の法科大学院の「ビジネスロー・コース」をはじめ、いくつかの大学のコース、センター、研究所等の名称に用いられ、また、大学の紀要や専門雑誌でも見られるところである。「ビジネスロー」の原語である「Business Law」については、海外の多くの大学において、専攻やコースの名称として用いられており、国際通用性の観点からもふさわしい名称といえる。なお、現在のICS経営法務専攻の学位における「経営法」の英語名称も、「Master of Business Law」、「Doctor of Business Law」と、「Business Law」という言葉を用いている。

以上を踏まえ、新たな専攻においては、世界的にも社会一般にも広く用いられている「ビジネスロー」を名称に採用することとした。

(4) 以上の計画は、中教審等で示された国の政策にも合致したものである。中教審大学院分科会「未来を牽引する大学院改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成27年9月15日）（以下、大学院分科会「審議まとめ」という）においては、「大学院教育において、我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材、『知のプロフェッショナル』を育成していくことが、我が国社会の喫緊の課題である」（9頁）とされている。また、前掲・大学院分科会「審議まとめ」（17頁）に指摘されているように、国際的に競争力のある人材へと自らの能力を向上させるための社会人の学びなおしを促進していくことの重要性は今後ますます増していくと考えられる。

社会の複雑化・高度化、グローバル化の進展に対応することのできる法曹を育成するためのリカレント教育に対する社会的要請も高まっている。たとえば、法曹養成制度改革推進会議「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年5月6日）及び法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の「取りまとめ」（平成27年5月25日）では、「企業の分野」「海外展開の分野」における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けた取組の継続が必要とされ、そのための課題として、「継続教育」や「語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要」との指摘もなされている。また、法務省に設置された企業における法曹有資格者の活動領域拡大に関する分科会の「取りまとめ」（2015年5月）においては、企業で働く法曹有資格者に求められる能力について、法科大学院において企業法務に関する科目の設置、国際的な法的分野に対応できる能力を培うための教育への取り組みを求めるとともに、法曹の継続教育への積極的取組を期待する旨の記載がある。

グローバル化に関しては、法務省に設置された法曹有資格者の海外展開に関する分科会の「取りまとめ」（2015年5月）では、法曹有資格者の能力向上のために、一部の法科大学院で行われている法律英語に関する講座や国際的なビジネス法務に関する講座等の国際的能力を養うプログラムを全国的に広げていくことが対応策として挙げられている。

こうした流れを受けて、近年、大学その他で、次々と、社会人の学びなおし、法曹リカレント教育・グローバル化対応の取組みが始まっている。日本弁護士連合会は、法曹継続教育を積極的に支援するとともに、独自の各種研修プログラムの充実を図っている。他大学においても、ここ1、2年で、英語による大学院教育の課程を相次いで新設しており（神戸大学法学研究科LL.Mコース、神戸大学グローバルマスターコース（ビジネス・経済学も含むGMAT））、専門職大学院（慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻専門職学位課程（法務修士））、社会のニーズの高まりを示すものといえよう。また、日本弁護士連合会や経営法友会等の関連団体にも、グローバル・ビジネスローに関する各種セミナー・プログラムを充実させる動きがあり、多くの受講生を集めている。

(5) 新設するビジネスロー専攻においては、高度専門職業人（法曹及び企業法務担当者）に対する最高レベルのリカレント教育を行う。

修士課程においては、30代・40代の若手弁護士や法務・企画部門勤務の若手企業人を主たる対象に、平日夜間および土曜日に行う授業によって、先端的・実践的な法務教育科目を提供し、最先端の企業法務に関する知識を修得させ、応用能力を備えた高度専門職業人を育成する。また、修士課程には、新たにGBLプログラムを開設し、英語科目の受講、英語による論文の作成、海外提携校への留学支援等を通じて高度に先端的・専門的な能力を獲得させ、グローバルな場で活躍できる法曹・法務人材を育成する。

なお、ビジネスローの基本に通じた弁護士等に対しては、基本科目でなく発展科目を中心とした履修を促す履修モデルを示すなどとして、知識レベルに応じた履修計画を立てるよう学修指導を行うものとする。ただ、法曹であっても法科大学院でビジネスローの専門的科目を学んでいるとはかぎらず、実務で扱う法分野も様々であるため、制度上、法曹有資格者の学生についても履修可能科目を発展科目に限ることはせず、個々の学生のバックグラウンドに応じて柔軟に履修科目を選択できる枠組みとする。

博士課程においては、学生が実務における経験から得た着想を学術理論に結びつけ、従来の研究者養成型の博士論文とは異なる新しいタイプの論文を完成させることで、ビジネスロー研究の多様化という観点から学問的に貢献するとともに、実務においてそのテーマの第一人者として活躍できる人材を育成するための教育を行う。その際、GBL科目の履修を推奨し、世界で通用する知識・能力を涵養するとともに、学生がビジネスローの現場で活躍する社会人であることの意義を踏まえ、テーマの設定から履修すべき授業の選択についての学修指導、具体的な研究・論文作成の指導にいたるまで、社会人にふさわしい教育システムを構築する。また、修士課程との系統的な教育にも十分な配慮を行う。

さらに、ビジネスロー専攻を通じて、千代田キャンパスで展開する既存および新設のビジネススクールとも有機的連携を図り、経営戦略やイノベーション戦略を俯瞰したリーガル・ソリューションを提供できる人材を養成する。

(6) 以上のようなビジネスロー専攻は、法科大学院を修了して実務に携わる弁護士等が最先端のビジネスローを身につけて国際的な舞台で活躍できる能力を涵養するための、法曹リカレント教育の場としても機能し、企業法務の現場で活躍する法務人材と相互に交流・切磋琢磨することによって、顕著なシナジー効果が生じるはずである。他方、企業法務人材にとっても、第一線で活躍する法曹と直接に接することで、法律の理論と実務をより深く理解し、それを企業の現場にフィードバックする格好の機会となる。さらに、前述のようなビジネススクールとの有機的な連携を通じて、これらの法曹・法務人材が法律分野にとどまらない広い視野と能力を涵養することができ、より高次のシナジー効果も期待できる。

ビジネスロー専攻の学生は勤務を継続しながら修学することとなるが、修了後は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を有する「世界で活躍できるグローバル法曹・企業法務人材」として、アップグレードされた能力を発揮し、勤務先（企業、官公庁、法律事務所など）において、企業の国際的展開をサポートする人材として、またグローバルな情報発信と知的協働を主導するプロフェッショナルとして、活躍することを見込んでいる。ビジネスの現場に即しながらも、たんに「いま必要としているもの」に即応する教育ではなく、未知の問題の解決を担うだけの「地力」の涵養を旨とする。また、ICS経営法務専攻の出身者の中には、大学で専任または兼任の教員として活躍する者も少なくない。今後、さらに多くの大学でビジネスローに関する高度の実務的な専門知識を持つ教員へのニーズが高まることにより、ビジネスロー専攻の修了後のキャリアとして、より重要性が増すものと予想される。

(7) 学生定員については、博士課程12名とする。現在のICS経営法務専攻と比較して、博士課程については8名減となる。

## II 教育課程編成の考え方・特色

(1) 新たに設置するビジネスロー専攻博士後期課程は、修了者に対して博士（経営法）を授与する。修了要件は、3年（法科大学院を修了した者については2年）以上在学し、講義科目6単位以上、演習12単位（法科大学院を修了した者については8単位）以上を修得し、かつ、指導教員の学修指導・論文作成指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) ビジネスロー専攻では、学生がビジネスローの現場で活躍する社会人であることの意義を踏まえ、研究者教員と実務経験の豊富な実務家（弁護士など）が密接に協力して研究指導にあたり、テーマの設定から履修すべき授業の選択についての学修指導、具体的な研究・論文作成の指導にいたるまで、社会人にふさわしい教育システムを構築する。

また、進学する学生のバックグラウンドが多様であることを踏まえ、また他分野出身の学生の学修歴にも配慮して、初期の段階で授業科目の履修を義務づけ、専門分野に関する基礎的な教育を行うことで、当該分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論を身につける。その際、GBL科目の履修を推奨し、世界で通用する知識・能力を涵養するものとする。

(3) 博士後期課程では、法学分野の研究蓄積を実践に生かすために必要な能力を修得することを目的とした教育プログラムを提供する。

進学する学生は、知識の幅・レベル、実務経験が多様であり、伝統的な研究者養成コースのように指導教員の個別指導のみで博士論文を完成することは容易ではない。そこで、指導教員が研究テーマに応じてきめ細かな指導を行う「演習」を中心としつつも、研究テーマ、学生のバックグラウンド・希望を踏まえた指導教員の学修指導の下で選択する6単位の授業科目の履修を義務づける。その際、指導教員は、修士課程との体系的な教育にも十分配慮して学修指導を行うものとする。内部進学者及び法曹有資格者であって、授業科目履修で修得することが期待される知識・能力をすでに身に付けていると評価できる場合には、その履修を免除することができるものとする。なお、グローバルな舞台で活躍できる人材を育成するという観点から、学修指導において、GBL科目の履修を推奨する。

法学研究に必要な能力や技法を身に付けるため、6単位のうち、外国法に関する専門的知識の体系的修得を目的とする「外国法特講Ⅰ」（2単位）は必修とする。残りの4単位は、「外国法特講Ⅱ」のほか、「会社法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「金融法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「経済法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「労働法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「租税法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「知財法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「企業責任法応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「グローバル・ビジネスロー応用研究Ⅰ・Ⅱ」、「ネゴシエーション応用研究」から選択する。

単位の認定にあたっては、当該科目に関する専門的知識・能力の修得という観点からの評価に加え、当該科目の履修により得た知識・能力が博士論文の研究の進展に有機的な繋がりをもたらすかという観点から指導教員が評価を行うものとする。

また、最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、博士課程2年目（後期）に、論文の中間報告の発表を行うことを義務づけ、設定された水準を満たす努力を求め、また教員及び他の学生からの質問やコメントを通じて、論文をさらに深め改善させる仕組みを構築する。

以上のように、指導教員の学修指導の下での授業科目履修と中間報告を、論文作成指導と有機的に関連づけることで体系的な教育課程を編成し、学生が、幅広い視野から自らの実務経験をアカデミックな理論と結びつけて博士論文を完成させることができるよう、テイラーメイドな教育プログラムを構築する。

なお、ビジネスロー専攻における博士論文も、研究者となるための博士論文とは性格が異なり、社会人学生が実務の中における問題意識を掘り下げ、体系的に分析するところに価値がある。ICS経営法務専攻では、有職社会人が働きながら博士論文を作成するという前提を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに博士論文の分量の目安を示すとともに、複数論文による審査を認めることを明確にしたが、新たなビジネスロー専攻においてもこれを引き継ぎ、博士論文の作成をさらに鼓舞し促進するような指導を行う。

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
【修了要件】 博士後期課程に3年（法科大学院を修了した者については2年）以上在学し、講義科目6単位以上、演習12単位（法科大学院を修了した者については8単位）以上を修得し、かつ、指導教員の学修指導・論文作成指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格することである。	1学年の学期区分	4学期
	1学期の授業期間	13週
	1時限の授業時間	105分

## 教育課程等の概要(事前伺い)

(国際企業戦略研究科 修士課程 経営法務専攻)【既設】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基礎科目	経営法務総合問題	1・2前		2				○			9	1				兼1 共同
	小計(1科目)	—	0	2	0			—			9	1	0	0	0	兼1 —
専門科目	公開企業法	1・2前		2				○			1					
	ベンチャー企業と法	1・2後		2				○			1					
	M&Aの法務(国内法務)	1・2前		2				○			1					
	M&Aの法務(M&A契約)	1・2後		2				○			1					
	金融取引と法	1・2前		2				○			1					
	信託と金融実務	1・2後		2				○								兼1 隔年
	競争政策と法	1・2前		2				○								兼1 隔年
	公正取引と法	1・2後		2				○								兼2 隔年
	ビジネス紛争処理法	1・2前		2				○								兼1 隔年
	倒産関係法	1・2後		2				○								兼1 隔年
	雇用関係と法	1・2前		2				○			1					
	労働紛争処理法	1・2後		2				○			1					兼1 隔年
	企業課税	1・2前		2				○			1					
	M&A取引と租税法	1・2後		2				○			1					隔年
	現代取引法	1・2後		2				○								兼1 隔年
	企業責任法	1・2後		2				○								兼1
	著作権法	1・2後		2				○			2					
	特許法	1・2前		2				○				1				
	特許出願の審査・審判及び審決取消訴訟	1・2前		2				○				1				兼1
	商標法・不正競争防止法	1・2前		2				○			2					
	ライセンス契約法	1・2後		2				○			1					兼1 隔年
	デジタル時代の著作権法	1・2後		2				○			1					兼4 隔年 オムニバス
	エンタテインメント法	1・2後		2				○								兼2 隔年
	知財侵害訴訟	1・2後		2				○								兼5 隔年 オムニバス
	国際法務戦略	1・2後		2				○								兼2
	ビジネス交渉学(交渉)	1・2後		2				○								兼1
	M&Aの法務(国際事業再編)	1・2後		2				○								兼2 隔年
	グローバル経済と競争法	1・2後		2				○								兼2 隔年
	国際知的財産法	1・2後		2				○			2	1				隔年 オムニバス
	国際税務戦略	1・2後		2				○								兼1 隔年
	国際租税法	1・2後		2				○								兼1 隔年
	国際商事仲裁法	1・2後		2				○								兼1 隔年
アメリカ証券取引法	1・2後		2				○			1						
アメリカ労働法	1・2後		2				○			1					隔年	
アメリカ企業課税法	1・2後		2				○			1					隔年	
EU環境・ビジネス法	1・2後		2				○								兼担1 隔年	
アジアの知的財産法	1・2後		2				○								兼1	
アジアビジネス法I	1・2前		1				○			1					兼1 隔年	
アジアビジネス法II	1・2前		1				○			1					隔年	
アジアビジネス法III	1・2前		1				○			1					隔年	
アジアビジネス法IV	1・2前		1				○			1					隔年	
アジアのコーポレートガバナンスI	1・2後		1				○			1					隔年	
アジアのコーポレートガバナンスII	1・2後		1				○			1					隔年	
中国ビジネス法	1・2前		1				○			1					兼1 集中	
ベトナムビジネス法	1・2前		1				○			1					兼1 集中	
インドネシアビジネス法	1・2前		1				○			1					兼1 集中	

フィリピンビジネス法	1・2前	1		○		1					兼1	集中
International Contract Drafting	1・2前	2		○		1					兼1	
Introduction to American Business Law	1・2前	2		○		1					兼1	
Comparative Legal Studies on Corporate Governance	1・2後	2		○		1						
Introduction to Japanese Business Law	1・2後	2		○		1						
Japanese Securities Law	1・2後	2		○		1						
Dispute Resolution	1・2後	2		○		1						
International Entertainment Law	1・2後	2		○							兼1	
Directed Research	1・2後	2		○		1						
Legal Practice in Japan	1・2後	2		○		1						
Comparative Competition Law	1・2前	2		○							兼3	
Corporate Law: Mergers and Acquisitions	1・2前	2		○		1					兼1	
Comparative Labor and Employment Law	1・2前	2		○		1					兼1	
Legal Aspects of IP Strategy	1・2前	2		○							兼2	
法務特別講義 I	1・2前後	2		○		1						開講は不定期
法務特別講義 II	1・2前後	2				1						開講は不定期
小計 (62科目)	—	0	114	0	—	9	1	0	0	0	兼40	—
副演習	1・2前後		4		○	1						開講は不定期
演習A	1前	2			○	9	1				兼1	
演習B	1後	2			○	9	1				兼1	
演習C	2前	2			○	9	1				兼1	
演習D	2後	2			○	9	1				兼1	
小計 (5科目)	—	8	4	0	—	9	1	0	0	0	兼1	—
合計 (68科目)	—	8	120	0	—	9	1	0	0	0	兼40	—
学位又は称号	修士 (経営法)		学位又は学科の分野			法学関係						

## 教育課程等の概要(事前伺い)

(国際企業戦略研究科 博士課程 経営法務専攻)【既設】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	経営法務総合問題	1・2・3前		2				○		9	1				兼1 共同
	公開企業法	1・2・3前		2			○			1					
	ベンチャー企業と法	1・2・3後		2			○			1					
	M&Aの法務(国内法務)	1・2・3前		2			○			1					
	M&Aの法務(M&A契約)	1・2・3後		2			○			1					
	金融取引と法	1・2・3前		2			○			1					
	信託と金融実務	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	競争政策と法	1・2・3前		2			○								兼1 隔年
	公正取引と法	1・2・3後		2			○								兼2 隔年
	ビジネス紛争処理法	1・2・3前		2			○								兼1 隔年
	倒産関係法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	雇用関係と法	1・2・3前		2			○			1					
	労働紛争処理法	1・2・3後		2			○			1					兼1 隔年
	企業課税	1・2・3前		2			○			1					
	M&A取引と租税法	1・2・3後		2			○			1					隔年
	現代取引法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	企業責任法	1・2・3後		2			○								兼1
	著作権法	1・2・3後		2			○			2					
	特許法	1・2・3前		2			○				1				
	特許出願の審査・審判及び審決取消訴訟	1・2・3前		2			○				1				兼1
	商標法・不正競争防止法	1・2・3前		2			○			2					
	ライセンス契約法	1・2・3後		2			○			1					兼1 隔年
	デジタル時代の著作権法	1・2・3後		2			○			1					兼4 隔年 オムニバス
	エンタテインメント法	1・2・3後		2			○								兼2 隔年
	知財侵害訴訟	1・2・3後		2			○								兼5 隔年 オムニバス
	国際法務戦略	1・2・3後		2			○								兼2
	ビジネス交渉学(ネゴシエーション)	1・2・3後		2			○								兼1
	M&Aの法務(国際事業再編)	1・2・3後		2			○								兼2 隔年
	グローバル経済と競争法	1・2・3後		2			○								兼2 隔年
	国際知的財産法	1・2・3後		2			○			2	1				隔年 オムニバス
	国際税務戦略	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	国際租税法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	国際商事仲裁法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	アメリカ証券取引法	1・2・3後		2			○			1					
	アメリカ労働法	1・2・3後		2			○			1					隔年
	アメリカ企業課税法	1・2・3後		2			○			1					隔年
	EU環境・ビジネス法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	アジアの知的財産法	1・2・3後		2			○								兼1 隔年
	アジアビジネス法I	1・2・3前		1			○			1					兼1 隔年
	アジアビジネス法II	1・2・3前		1			○			1					隔年
	アジアビジネス法III	1・2・3前		1			○			1					隔年
アジアビジネス法IV	1・2・3前		1			○			1					隔年	
アジアのコーポレートガバナンスI	1・2・3後		1			○			1					隔年	
アジアのコーポレートガバナンスII	1・2・3後		1			○			1					隔年	
中国ビジネス法	1・2・3前		1			○			1					兼1 集中	
ベトナムビジネス法	1・2・3後		1			○			1					兼1 集中	
インドネシアビジネス法	1・2・3前		1			○			1					兼1 集中	
フィリピンビジネス法	1・2・3後		1			○			1					兼1 集中	

International Contract Drafting	1・2・3前	2		○		1						兼1	
Introduction to American Business Law	1・2・3前	2		○		1						兼1	
Comparative Legal Studies on Corporate Governance	1・2・3後	2		○		1							
Introduction to Japanese Business Law	1・2・3後	2		○		1							
Japanese Securities Law	1・2・3後	2		○		1							
Dispute Resolution	1・2・3後	2		○		1							
International Entertainment Law	1・2・3後	2		○								兼1	
Directed Research	1・2・3後	2		○		1							
Legal Practice in Japan	1・2・3後	2		○		1							
Comparative Competition Law	1・2・3前	2		○								兼3	
Corporate Law: Mergers and Acquisitions	1・2・3前	2		○		1						兼1	
Comparative Labor and Employment Law	1・2・3前	2		○		1						兼1	
Legal Aspects of IP Strategy	1・2・3前	2		○								兼2	
法務特別講義 I	1・2・3前後	2		○		1							開講は不定期
法務特別講義 II	1・2・3前後	2				1							開講は不定期
小計 (63科目)	—	0	116	0	—	9	1	0	0	0	0	兼40	—
副演習	1・2・3前後		6		○	1							開講は不定期
演習 A	1前	2			○	7	1					兼1	
演習 B	1後	2			○	7	1					兼1	
演習 C	2前	2			○	7	1					兼1	
演習 D	2後	2			○	7	1					兼1	
演習 E	3前	2			○	7	1					兼1	
演習 F	3後	2			○	7	1					兼1	
小計 (7科目)	—	12	6	0	—	9	1	0	0	0	0	兼1	—
合計 (70科目)	—	12	122	0	—	9	1	0	0	0	0	兼40	—
学位又は称号	修士 (経営法)		学位又は学科の分野			法学関係							